

2025 年 10 月 31 日

各 位

株式会社メディロム
代表取締役社長 江口 康二

新株予約権の発行に関する募集事項の公告

2025 年 10 月 28 日開催の当社取締役会において、①本件 ADR 募集について以下の割当予定先との間で Underwriting Agreement が締結されていること、②当該 Underwriting Agreement に基づく引受人の義務が果たされていること、③その他の法令又は規則に基づき必要な手続が完了していることを条件として、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので公告いたします。

記

1. 第 12 回新株予約権

- | | |
|--------------------------|--|
| ① 割当日 | 2025 年 11 月 15 日(予定) |
| ② 新株予約権の総数 | 50,000 個
但し、本件 ADR 募集において販売した ADR 総数(オーバーアロットメント分は除く。)の 5%を超えないものとする。 |
| ③ 新株予約権の目的たる株式の数又はその算定方法 | 本件 ADR により表章される当社普通株式 50,000 株
但し、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
新株予約権 1 個の目的である普通株式の数(以下「付与株式数」という。)は、1 株とする。なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。
但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない付与株式数について行われるものとする。 |

調整後付与株式数＝調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率



MEDIROM

HEALTHCARE TECHNOLOGIES

また、当社が合併又は会社分割を行う等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案して定められる調整比率を用いて、次の算式により、必要な範囲で付与株式数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で発行されていない付与株式数についてのみ行われるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数 × 調整比率

- ④ 新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込みを要しないとする旨
- ⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本件第 12 回新株予約権発行には払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき 1 普通株式当たりの額は、本件 ADR 募集における本件 ADR の発行価格(募集価格)に 1.25 を乗じて得られた額(以下「行使価額」という。)とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 0.01 米ドル未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／分割又は併合の比率

- ② 当社が合併又は会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案して定められる調整比率を用いて、次の算式により、必要な範囲で行使価額を調整し、調整の結果生じる 0.01 米ドル未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／調整比率



MEDIROM

HEALTHCARE TECHNOLOGIES

- | | |
|--|--|
| ⑥ 募集又は割当方法(割当予定先) | ThinkEquity LLC |
| ⑦ 行使期間 | 2026 年 3 月 21 日から 2030 年 9 月 22 日 |
| ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 新株予約権の行使による普通株式の発行により増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| ⑨ 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め | 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。 |
| ⑩ その他 | 代表取締役社長又はその選任する代理人に対し、新株予約権募集のために必要な一切の事項を行う権限を付与する。 |

2. 第 12 回の 2 新株予約権

- | | |
|--------------------------|---|
| ① 割当日 | 未定 |
| ② 新株予約権の総数 | 6,522 個
但し、本件 ADR 募集において販売した ADR 総数のうちオーバーアロットメント分の 5%を超えないものとする。 |
| ③ 新株予約権の目的たる株式の数又はその算定方法 | 本件 ADR により表章される当社普通株式 6,522 株
但し、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
新株予約権 1 個の目的である普通株式の数(以下「付与株式数」という。)は、1 株とする。なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない付与株式数について行われるものとする。 |

調整後付与株式数＝調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、当社が合併又は会社分割を行う等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案して定められる調整比率を用いて、次の算式により、必要な範囲で付与株式数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で発行されていない付与株式数についてのみ行われるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数 × 調整比率

- ④ 新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込みを要しないとする旨
- ⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本件第 12 回の 2 新株予約権発行には払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき 1 普通株式当たりの額は、本件 ADR 募集における本件 ADR の発行価格(募集価格)に 1.25 を乗じて得られた額(以下「行使価額」という。)とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 0.01 米ドル未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／分割又は併合の比率

- ② 当社が合併又は会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案して定められる調整比率を用いて、次の算式により、必要な範囲で行使



MEDIROM

HEALTHCARE TECHNOLOGIES

価額を調整し、調整の結果生じる 0.01 米ドル未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／調整比率
ThinkEquity LLC

⑥ 募集又は割当方法(割当予定先)

⑦ 行使期間

2026 年 3 月 21 日から 2030 年 9 月 22 日

⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使による普通株式の発行により増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨ 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑩ その他

代表取締役社長又はその選任する代理人に対し、新株予約権募集のために必要な一切の事項を行う権限を付与する。

以 上